

令 6 農 第 337 号
令 和 6 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

諏訪市長 金子 ゆかり

市町村名 (市町村コード)	諏訪市 (20206)
地域名 (地域内農業集落名)	湖南地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月8日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田作には経営能力のある担い手が複数いる一方、畑の条件が悪いため、畑作の担い手が規模拡大できない。
- ・水田圃場の規格が小さい。また、凍結や地盤沈下によって、水路や農道が老朽化している。
- ・山側に畑があるが、水路等が無くて水が取れないため不便。また、鳥獣害が顕著。
- ・資材代や光熱費などが値上がりしており、農業経営を圧迫している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・高齢化等で農業の継続が困難となった場合、農地が平地の水田であれば、担い手に作業受託して集約を進める。
- ・地下水位が高いため、平地の水田での転作は困難。生産調整については、加工用米や新規需要米の取組を行うほかないが、そのためにも経営の効率化が必要。
- ・他地区で推進中の水田農地の基盤整備事業に向けた検討を行い、担い手への農地集積を進め、担い手の農業経営の効率化を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	176 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

豊田・湖南・中洲地区平坦部及び上野・板沢・後山・霧ヶ峰地区農業振興地域内の農用地区域内農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大規格化や平坦化等の基盤整備を視野に入れ検討を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】